

群馬県ニホンジカ適正管理計画
(第二種特定鳥獣管理計画・第五期計画)

(案)

令和2年〇月

群馬県

1	計画策定の目的	1
2	管理すべき鳥獣の種類と生態及び行動の特徴	1
	(1) 獣種	
	(2) 生態及び行動の特徴	
3	計画の期間	1
4	管理が行われるべき区域	2
	(1) 対象地域	
	(2) 管理区域	
5	これまでの経過と現状	3
	(1) これまでの取組	
	(2) シカ適正管理計画の評価（自主計画～第四期まで）	
	(3) 現状	
	(4) 人獣共通感染症	
6	管理の基本方針	8
	(1) 群馬県鳥獣被害対策基本方針	
	(2) 計画の基本方針	
7	管理の目標	10
	(1) 主要な目標	
	(2) 各管理区域の特徴と目標に対する考え方	
8	目標達成のための施策	13
	(1) 個体群管理（捕獲）	
	(2) 被害防除管理	
	(3) 生息環境管理	
9	評価のための効果検証	17
10	その他管理のために必要な事項	19
11	計画の実施体制	21
	(1) 農業者を含む地域住民	
	(2) 市町村	
	(3) 猟友会	
	(4) 県	
	(5) 森林管理署	
	(6) J A、森林組合、共済組合等	
	(7) 大学・N P O法人等民間事業者	
	(8) 認定鳥獣捕獲等事業者	
	(9) 検討・評価機関	

1 計画策定の目的

本計画は、「ニホンジカ（以下、「シカ」という。）の生息密度を低減させる個体群管理を科学的・計画的な管理により実施することで、農林業被害の減少及び自然生態系の保全を図りつつ、地域個体群の健全な維持を行うこと」を目的として策定するものである。

なお、本計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）の第7条の二に基づく第二種特定鳥獣管理計画として策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類と生態及び行動の特徴

(1) 獣種

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

(2) 生態及び行動の特徴

ベトナムから中国東部、台湾、沿海州など、東アジアに広く生息し、夏毛に白い斑点があること、黒い毛で縁取られた大きな白い尻斑を持つこと、オトナオスは普通四ポイントの角を持つことなどを特徴としている。分布域は森林率40～70%の低山帯域に集中する傾向があり、クヌギ・コナラ林やアカマツ林、スギ・ヒノキ造林地や里山など、明るい開けた森林に生息している。また、食性は季節に応じて多岐にわたり、アセビ、トベラ、ナギなどの特定種を除くほとんどの植物種を食べる反芻動物である。集団性が強く「群れ」を作って生活し、オスとメスは通常、別々の群れを作る。メスの群れは、母親と娘の血縁的な関係を基礎に形成される。

メスは1産1子で、栄養条件が良ければ1歳から繁殖を開始し、4歳以降は毎年繁殖を繰り返すことから、好環境下では個体数増加が著しくなる。繁殖期にはオスの群れは分解し、順位の高いオスは縄張りを形成して、メスの群れを囲い一夫多妻の群れ、「ハレム」をつくる。

また、個体同士の近接を許容し、資源や土地を共有することで密に生息できる性質があり、高い生息密度は生態系に深刻な影響を及ぼす。

3 計画の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、シカの生息状況及び社会状況の変化に応じて適宜、計画を見直す。

4 管理が行われるべき区域

(1) 対象地域

群馬県全域

(2) 管理区域

県内には、県北東部に分布する日光・利根地域個体群と、県南西部に分布する関東山地地域個体群が生息する^{*1}。

シカの管理を必要とする地域を、地域個体群の生息状況や管轄する行政区等を考慮し、以下の5つの区域に分割し管理する。

地域	中部地域	西部地域	吾妻地域	利根沼田地域	東部地域
地域個体群	日光・利根地域個体群	関東山地地域個体群	関東山地地域個体群	日光・利根地域個体群	日光・利根地域個体群
対象市町村	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町



*1地域個体群は、近年の分布拡大により、各個体群が入り交じって生息しており、明確に区別はできない。

5 これまでの経過と現状

(1) これまでの取組

群馬県におけるシカの農林業被害は、昭和60年代に顕在化し、生息域の拡大とともに被害も増加している^{*1}。

群馬県におけるシカに関する計画は、平成10年度に自主計画として始まり、平成12年度に、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（現在称：鳥獣保護管理法）に基づく特定鳥獣保護管理計画制度の開始に併せて法定計画として策定され、現在まで四期にわたっている。特に計画策定とともに、狩猟規制の緩和等による捕獲推進に努め、平成11年度からメスジカの可猟化を進め、平成13年度から県北東部における狩猟期間の延長、平成20年度からメスジカの捕獲頭数制限の解除、平成21年度には県南西部において、さらに平成22年度からは全県において狩猟期間の延長を行った。しかし、平成24年度に狩猟による死亡事故が2件発生したことを受け、平成25年度に狩猟期間の延長を廃止した。その後、県猟友会等が主体となり、狩猟事故を防止するための安全対策の強化に努めた結果、平成28年度から再び全県において狩猟期間の延長を行った。さらに平成29年度から全県においてオス・メスともに捕獲頭数制限なしとした。

また、鳥獣保護区を一時的に解除して「狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）」への移行については、平成20年度から袈裟丸山鳥獣保護区を指定、平成27年度から川場、神津、高山鳥獣保護区を指定した。

また、シカに係る有害鳥獣捕獲（生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止を目的とした捕獲）が円滑に実施できるよう、第10次群馬県鳥獣保護事業計画（平成20年4月1日）において、市町村長へ捕獲許可権限を委譲した。

シカによる被害は林業被害が農林業被害全体の6割以上を占めており、造林地における植栽木や成木の樹皮への食害対策として、忌避剤の散布や獣害防止柵等の設置を行っている。一方、農業被害は近年、増加傾向にあり、侵入防止柵の設置や緩衝帯の整備等に取り組んでいるとともに、神津地域では、シカを捕獲し生息密度を下げ、農業被害の軽減を図る取組も行っている。さらに、生態系への被害として、尾瀬に代表される湿原での踏圧被害や自然植生の食害は年々増加している。そのため、貴重な植生を守るため尾瀬や赤城山では、シカを捕獲し生息密度を下げる取組を行っている。

*1坂庭浩之・姉崎智子(2010):群馬県におけるニホンジカの分布の変遷について.群馬県立自然史博物館研究報告,(14):133-140

(2) シカ適正管理計画の評価（自主計画～第四期まで）

第一期～四期までの計画では、狩猟の規制緩和による捕獲推進等によって、「①シカの生息密度低減、②農林業被害の軽減、③自然植生の保全」を目指してきた。

第四期計画（平成27年5月29日～令和2年3月31日）では具体的に、「捕る：狩猟・許可捕獲、捕獲の担い手確保、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進」「守る：防護柵の設置等の被害防除や緩衝帯整備の推進による生息環境管理」「知る：生息状況及び出没・目撃等把握」の各種対策を実施し、捕獲数の増加や防護柵の設置により対策が進められている。

しかし、現状シカの分布は拡大し生息密度も高まっており、今後更なる被害の拡大も予想されることから、従来の対策を継続するとともに、生息密度低減等の対策の強化が必要となっている。

ア 捕獲対策

これまで捕獲を推進するため狩猟の規制緩和を適宜実施してきたが、第三期計画開始時（平成22年度）からは、全県での狩猟期間の延長等緩和策を進めることにより、狩猟による捕獲頭数の増加やメスジカの捕獲割合の増加など一定の成果につながった。

しかし、平成24年度に狩猟による死亡事故が発生したことを受け、捕獲については許可捕獲^{*1}に重点を置いて取り組むこととした。

これにより、主に市町村が実施する有害鳥獣捕獲事業と、県や国を主体とした個体数調整事業を合わせた許可捕獲数は年々増加し、平成29年度以降、狩猟よりも許可捕獲の方が捕獲数が多くなった。

市町村による有害鳥獣捕獲事業は、鳥獣保護管理法基本指針で従前から示されている「有害鳥獣捕獲隊」（以下、「捕獲隊」という。）を編成して対応しているが、近年では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく「鳥獣被害対策実施隊」（以下、「実施隊」という。）の設置も進んでいる。また、平成22年4月に第10次群馬県鳥獣保護事業計画を一部改正し、わな猟免許所持者の個人によるシカの有害捕獲申請を認め、被害者自身による捕獲もできるよう緩和した。

しかしながら、捕獲数と推定生息数の推移から自然増加率を上回る捕獲が出来ておらず、シカの生息密度が年々高まっている。また、シカは好条件環境になると急激に増加することが知られており、鳥獣保護区内は生息密度が高まり易い傾向にある。平成20年度には、シカの越冬地として利用されていた袈裟丸山鳥獣保護区を「狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）」に移行したことにより、当該地域でのシカ猟が解禁され捕獲が推進された。このような取組も随時検討し推進する必要がある。

また、狩猟者は年々減少し同時に高齢化が進んでいる。そのため、農業者等の免許所持者を増加させる対策を推進し、捕獲の担い手確保に努めている。

*1この許可捕獲は、農林業被害等の軽減（有害鳥獣捕獲）と生息数の低減（個体数調整）の2つの管理を目的とした捕獲をいう。

イ 被害防除対策

シカによる林業被害は、県の農林業被害額全体の6割以上を占めている。

林業被害対策としては、造林地における植栽木や成木の樹皮への食害を防止するため、忌避剤の散布や獣害防止柵等の設置を進めている。

農業被害対策としては、各市町村において広域防護柵等の設置が進んでいる。

農林業被害対策として導入した電気柵等の防護施設は、耐用年数や維持管理の観点で、定期的な点検が必要であり、設置者に対して啓発を進めている。

平成30年度の群馬県における農業被害額は、カモシカ、イノシシ、シカで全体の75%を占めている。中でも近年、シカの生息密度の高まりや生息域の拡大によりその被害は増加傾向となっている。特にカモシカとシカの両種が生息する地域では、被害を発生させている獣種を正確に把握し、対策を実施することが重要である。

尾瀬など自然植生地における生態系被害については、保護する地域の優先順位を決め、防護や捕獲を早期に実施することが必要である。

ウ 生息環境対策

森林伐採や耕作放棄、法面緑化等により作り出された草地は、シカにとって餌量の多い良好な環境となり、生息密度の急速な増加の要因となっている。伐採後の植林地管理や耕作放棄地対策を積極的に進めることが必要である。

また、農地に放置された収穫残さや放棄果樹などの適切な処分の推進とともに、農地と森林の境を中心とした緩衝帯の整備を行ってきた。さらに、平成25年度からは県事業の河川環境整備として、河川内の伐木除草を実施している。この対策は、シカを始めとした野生動物の移動経路を寸断し、市街地等への出没抑制にもつながるため、関係機関・市町村と連携し、継続して整備を実施している。

エ 生息数推定

平成27年度より、現状、最も合理的とされる統計的な手法であるハーベストベースドモデルを用いた階層ベイズ法^{*1}による推定手法（「以下、「ベイズ推定」という。」）を導入し、生息数を推定した。推定結果は、幅を持った確率分布で示されることから、おおよその生息頭数とその増減傾向を把握するのに有効であった。推定生息数は、年次変動はあるが、増加傾向が続いていることが明らかとなった。

^{*1}生息数と相関がある複数の指標の変化とその間の捕獲数、増加率などの既知の情報を利用し、膨大な数値の組み合わせから確率論的な計算を行い、生息数を推定する手法。情報が新たに追加されることにより、推定結果を柔軟に変更できる。

(3) 現状

ア 分布

県内におけるシカの生息は、現在、中山間地域を中心にほぼ全域に分布し、平野部へと分布を拡大している。分布の中心は、県南西部（上野村、神流町、南牧村、下仁田町）及び県北東部（片品村、沼田市、みどり市、桐生市）であるが、近年の気象等の変化や生息密度増加等の影響により、県境から県中央部へと分布拡大している。

また、生息地の餌環境や積雪等の影響により、県境を超えて広域に季節移動^{*1}することも確認されている。

イ 生息状況

平成30年4月時点における県内のシカ推定生息頭数は、34,630～46,360頭（50%信用区間、中央値 40,140頭）と推計している。^{*2}

また、推定の密度指標として採用している狩猟による目撃効率^{*3}は、平成24年度0.852から平成30年度1.175へと高まっており、総捕獲数も増加していることから生息密度は増加傾向にあると推定している。

ウ 被害状況

(ア) 農林業被害

平成30年度の野生鳥獣による農林業被害金額は約5億2千万円で、そのうちシカによるものは約1億9千万円で37%を占めている。シカによる被害金額のうち、林業被害が6割以上を占めている。

林業被害は過去5年の平均でみると、70%以上が1～2齢級の幼齢林であり、植栽後の新芽や若葉への食害が主な被害と考えられる。

農林業被害を地域別に見ると、主要な生息地である県南西部と県北東部から徐々に拡大し、現在では県中央部においても発生している。

(イ) 自然生態系への影響

尾瀬では、湿原植生の踏み付けや掘り返し、希少な植物等への食害など、尾瀬の原生的な生態系に多大な影響を及ぼしている。

また、シカの生息密度が高い場所では、森林生態系への影響が大きく、食圧による下層植生の衰退とともに、県の調査においても絶滅危惧種が増えるなど、植生のみならず他の生物相への影響も顕在化してきている。

*1環境省によるGPS首輪を用いた移動状況把握調査の結果から、尾瀬のシカは、春から秋にかけて尾瀬地域に生息し、晩秋になると南へ季節移動を行い、主に栃木県日光市で越冬することが明らかになっている。

また、平成30年度に県が行った調査では、秋に西部地域のみかば森林公園鳥獣保護区にいた個体が、北沢鳥獣保護区を通過して長野県側へ移動していることが確認された。

*2マルコフ連鎖モンテカルロ法によるベイズモデル推定を実施し、中央値を示した。平成12年度から29年度までの捕獲頭数、生息調査結果、目撃効率等を統計処理することにより推定している。

*3目撃効率:狩猟者1人が1日に目撃したシカの頭数の平均

(ウ) **市街地等への出没**

近年、生息が確認されていなかった平野部にもシカが目撃され、河川や点在する森林等を利用した市街地への出没も増加しており、今後、生活環境被害等の増大も懸念される。

(4) 人獣共通感染症

野生動物由来の人獣共通感染症^{*1}への対応に当たっては、野生動物がどのような病原体を持っているか不明な場合が多く、また、重篤な感染症の病原体を持っている可能性もあることから、幅広い知見と適切な対応が求められる。

シカの生息域が拡大する中、今後は、捕獲従事者の感染リスクの低減や捕獲個体の適正な処理はもとより、正確な情報の提供等を通じた地域住民による適切な対応も必要となっている。

*1人獣共通感染症とは、人と脊椎動物との間を自然に伝播しうる全ての病気又は感染症で、寄生虫症と細菌性食中毒を含む、その多くは動物由来によるものである。野生動物に寄生するダニが媒介するSFTS(重症熱性血小板減少症候群)などがある。

6 管理の基本方針

本県では平成26年5月に「群馬県鳥獣被害対策本部」を設置し、鳥獣被害対策の情報共有、対策方針の決定、及び部局を横断した被害対策を一層強化している。

その基本方針において、野生鳥獣との共存に向けた鳥獣被害対策に係る基本的な考え方が以下のとおり示されている。本計画においても、この基本的な考え方を踏まえた上で、計画期間におけるシカの管理を進める。

(1) 群馬県鳥獣被害対策基本方針

基本的な考え方

本県の豊かな自然、農林業、地域の暮らしを野生鳥獣被害から守るため、「守る」「捕る」「知る」の各対策を、地域、市町村、県等の協働により総合的、計画的に実施する。

短期的には、緊急的課題である「捕る」対策を強化するとともに、「守る」対策を一体的に推進することとする。

実施に当たっては、計画の策定、施策の実施、施策の評価、計画の見直しの各ステップでの課題を確認しながら順応的に推進していく。

長期的には、野生鳥獣との共存に向け、生息地域での環境整備に取り組み、野生鳥獣との棲み分けにより、野生鳥獣被害からの脱却を図ることとする。

【短期目標】

—— 野生鳥獣を出没させない・定着させない ——
「鳥獣害に強い集落づくり」の実施
農林業における被害軽減のための捕獲強化
「守る」「捕る」「知る」対策を、地域の実情に応じ総合的、計画的に実施

【長期目標】

—— 野生鳥獣と「棲み分け」へ ——
森林整備などの生息環境整備を長期的に実施
野生鳥獣の適正な生息密度の実現

【将来像】

野生鳥獣との共存（野生鳥獣被害からの脱却）

※県鳥獣被害対策基本方針から「基本的な考え方」を抜粋

(2) 計画の基本方針

近年、シカは急速な個体数の増加や生息域の拡大により、農林業及び自然生態系に深刻な被害を及ぼしていることから、積極的な捕獲による個体群管理を図る獣種として、鳥獣保護管理法における指定管理鳥獣に指定されている。このため、本計画では次のとおり基本方針を定め取り組んでいくものとする。

ア 個体群管理：分布管理及び密度管理

生息数や生息範囲が拡大し、シカによる被害が増加している現状において、農林業被害の状況や自然植生への影響の程度及び生息地以外の出没等を考慮し、被害地での密度低減を目指した環境整備を行い、新たに生息域が広がった地域では排除を行うなどの分布管理を進める。また、地域的な生息数の低減を目指す生息密度管理を行うこととする。

イ 計画の順応的管理

計画推進にあたっては、捕獲数や捕獲位置情報、目撃効率、被害分布・推移、糞塊法による生息状況調査など、各種モニタリング調査に基づいて、定期的に現状を把握する。

そのモニタリング結果と各種被害防除対策の効果・結果をフィードバックすることで、順応的管理¹を行うこととする。

*1順応的管理とは、自然の不確実性を踏まえ、知識や情報が十分ではなくても目標設定・計画策定を行い対策を実行し、その結果をモニタリング調査で把握した事実によって評価し、再度目標設定・計画策定を行う…という作業を繰り返すことで、よりの確な対応へと発展させていく管理手法。

7 管理の目標

管理の基本方針に基づく管理を推進するため、次のとおり目標を定める。

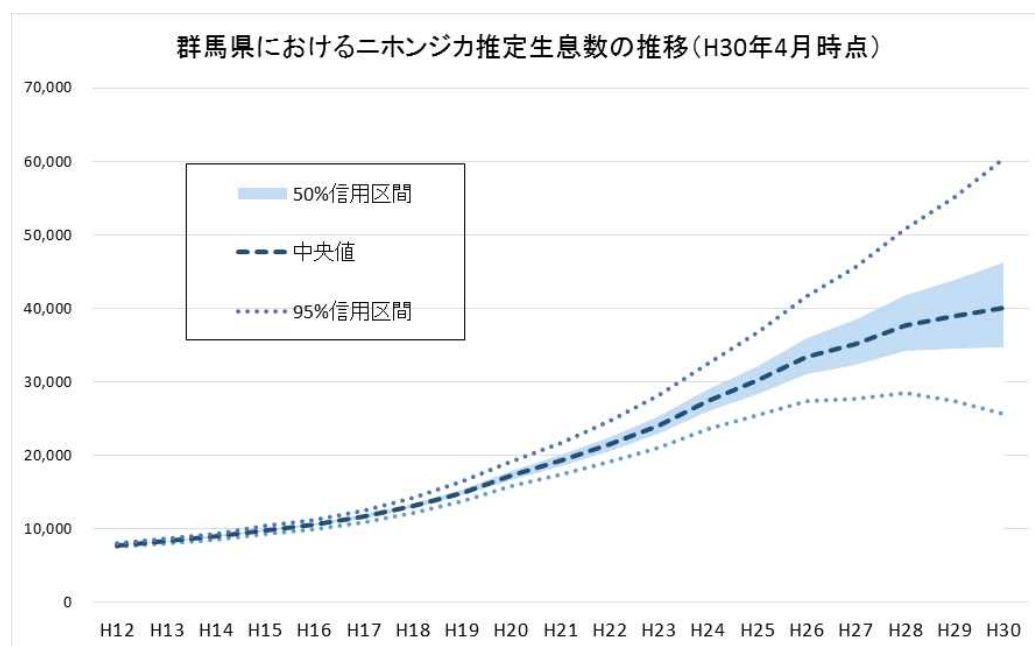
(1) 主要な目標

ア 管理捕獲の推進

平成25年12月26日に環境省・農林水産省が示した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」では、当面の目標として、10年後（令和5年度）までにシカの生息数を半減させることを目指すこととしている。現在の捕獲率¹では、令和7年度にはシカはほぼ倍増する試算が示されており、生息数を半減させるには、全国的にこれまで以上に捕獲率を増加させる必要がある。

群馬県において国の方針に準じシカを平成25年度を基準として令和5年度までに半減させるために必要な年間捕獲頭数を把握するため、バイズ推定により生息数を推定した。

この結果、平成30年4月時点の県内における生息数は34,630～46,360頭（50%信用区間、中央値 40,140頭）と推定された。そこで、この推定生息数を用いて、令和5年度までに半減させるための将来予測を行ったところ、年間10,298頭～14,462頭（中央値 12,234頭）の捕獲を継続する必要があることが試算された。



平成30年4月時点の推定生息数と基準年（平成25年度）の推定生息数（31,100～35,950頭（中央値 33,410頭））の比較や近年の推移をみると、推定生息数は増加傾向が続いている。

こうしたことから、捕獲強化の更なる推進とともに、推定結果に対する安全率を考慮し、本計画期間中の年間捕獲目標頭数は上限値である15,000頭とする。

年度	令和2～6年度
捕獲目標頭数	15,000頭

*1推定個体数に対する捕獲個体数の割合。

また、個体数増加を抑制するためにはメス個体の捕獲が有効であると考えられることから、メス個体の積極的な捕獲について取組を進める。

なお、年間捕獲目標頭数については、生息密度調査、捕獲頭数等の指標に基づき生息数を推定し、必要に応じて見直すこととする。

さらに、シカ生息密度は県内各所において差異があるため、各地域別の推定生息頭数から算出した各地域別年間必要捕獲数を目指し捕獲を進める。

特に、農林業被害が顕著な地域を中心に捕獲頭数の増加に努め、密度の低減を図ることとする。

イ 農林業被害の軽減

関係機関が連携して被害防除対策を進め、他の獣種対策ともあわせて複合的に対策を実施することで、農林業被害の軽減を図る。

平成30年度における農林業被害額は、農業被害額68,659千円、林業被害額125,009千円と、依然として高い水準にあることから、本計画の終期（令和6年度末）時点の目標を以下のとおり設定する。

本計画終期（令和6年度）の目標被害金額

農業被害額： 50,000千円以下

林業被害額： 100,000千円以下

農業被害は、本計画中の5年間で、年5%の削減により平成30年度水準の約27%を削減することとし、50,000千円以下を目標とする。

林業被害も同様に、平成30年度水準の20%を削減することとし、100,000千円以下を目標とする。

ウ 自然生態系への影響の軽減

希少な自然植生として保護すべき特定地域においてシカの影響を排除し、自然植生への影響が見られない状態を維持する。また、自然環境は群馬県の重要な観光・自然資源であり、その保全に努める。

また、森林の公益的機能として重要な水源涵養や土砂流出防備機能等の低下を防止し、森林生態系の多様性の維持を図る。

エ 生息環境整備及び市街地等への出没抑制

シカを始めとした野生鳥獣と人の棲み分けを図るため、関係機関が連携し適切な森林管理や耕作放棄地等の拡大防止、移動経路として利用させない河川整備等に努める。

これにより、集落や市街地など農林業地以外へのシカの出没を抑制し、生息域の拡大と新たな被害地の発生を抑制する。

(2) 各管理区域の特徴と目標に対する考え方

地域個体群の生息状況や農林業被害・生態系被害等の状況から、管理区域ごとに特性があるため、管理区域別の特徴と目標に対する考え方を以下のように定める。

管理区域	特徴	目標に対する考え方	達成手法
中部地域	<ul style="list-style-type: none"> 赤城山麓（前橋市、渋川市）を中心にシカが生息し、生息密度が高まっている。 その他の地域は主な生息域ではないが、市街地への出没が散見されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生息密度低減及び市街地への出没抑制。 河川整備等による移動ルート寸断。 植林地における被害防止のための防除対策の実施。 生活区域でのシカの出没モニタリング。 	<ul style="list-style-type: none"> 赤城山麓地域での指定管理鳥獣捕獲等事業の実施。 出没状況の把握に努める。
西部地域	<ul style="list-style-type: none"> 県内で最も生息密度が高い地域と思われる。 隣接県からの季節移動も確認されている。 林業被害額が県内で最も大きく、高水準な状況が続いている。 農業被害額も大きく、特に牧草等の飼料作物の被害が大きい。 分布拡大も継続しており市街地への出没が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 高密度地域での計画的な捕獲による生息密度の低減。 地域毎の被害特徴に合わせた農林業被害対策の実施。 地域と協同した防護柵の設置推進。 自然生態系への影響評価と対策計画の立案。 	<ul style="list-style-type: none"> 神津地域での指定管理鳥獣捕獲等事業の実施。 管理について長野県及び埼玉県と協調を図る。 出没状況の把握に努める。 環境省主催による広域協議会の方針や対策と整合性を図る。
吾妻地域	<ul style="list-style-type: none"> 高原野菜を中心に農業被害額が増加している。 捕獲数が急増していることから、分布域の拡大、生息密度の増加が考えられる。 長野県に隣接しており、季節的な移出入もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携した詳細な被害実態の把握。 農業被害額の大幅な軽減のための計画的な防除対策の推進。 生息密度抑制のため、捕獲体制の強化等による捕獲頭数の増強。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理について長野県と協調を図る。 計画的な防護柵の設置を推進する。
利根沼田地域	<ul style="list-style-type: none"> シカによる農林業被害が古くから発生している。 地域全般に生息密度が高く、農林業被害、自然植生への影響が著しい。 尾瀬など自然生態系への被害も大きい。 積雪に影響した隣接県との季節移動も確認されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害発生地でのシカの生息密度の抑制を目的に、地域を定めた捕獲頭数の増強。 自然生態系の影響評価と対策計画の立案。 	<ul style="list-style-type: none"> 尾瀬地域での指定管理鳥獣捕獲等事業の実施。 「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会」において、国、関係機関・団体と連携を図り対策を推進する。
東部地域	<ul style="list-style-type: none"> 桐生市、みどり市を中心に生息密度が高く、特に林業被害が大きい。 その他の地域は主な生息域ではないが、市街地への出没が確認されている。 栃木県と隣接しており、季節的な移出入もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 被害発生地での生息密度の抑制を目的に、地域を定めた捕獲頭数の増強。 市街地への出没防止対策及び市街地出没時における対策手法の確立。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理について栃木県と協調を図る。 出没状況の把握に努める。

8 目標達成のための施策

(1) 個体群管理（捕獲）

計画的な捕獲を推進するために、県及び各市町村、国の機関は連携して捕獲目標の達成に取り組む。

なお、捕獲目標頭数は許可捕獲・狩猟等を合算した捕獲数であり、目標達成のために、有害鳥獣捕獲事業、指定管理鳥獣捕獲等事業、狩猟捕獲等の捕獲に関するものと、許可捕獲及び狩猟の制度に関するものの両面から、関係者間で調整し実施するものとする。

また、銃器等による捕獲に際して安全確保の徹底を図る。

ア 許可による捕獲推進

市町村及び県は、各種補助事業等を有効に活用して積極的に捕獲事業を行い、全体的な密度低減を図る。許可捕獲の実施に際して、くくりわなを使用する場合は、鳥獣保護管理事業計画の基準に従い、錯誤捕獲防止への配慮を行うものとする。

(ア) 市町村・関係団体の捕獲体制強化

各種補助事業の有効活用により、人材の確保及び捕獲機材等の整備を進め、許可捕獲の実施体制の強化を図る。また、森林組合等に対して、林業被害の軽減に向けた積極的な捕獲への取組を啓発する。

イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

生息密度が高まった地域や、希少な植生を保護すべき地域については、県はシカの密度低減を目的とした「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画¹⁾」を立案し、本計画の下位法定計画として位置づけ、対策を進める。

特に、尾瀬は日本を代表する貴重な自然であり、保全すべき地域であるため、県は地元市町村及び国等の関係機関と連携を図りながら「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針（仮称）²⁾」に基づき、事業を実施する。

ウ 狩猟による捕獲推進

(ア) 鳥獣保護区の狩猟鳥獣捕獲禁止区域への移行について

鳥獣保護区の区域内及び周辺地域において、シカ及びイノシシの生息数増加による農林業及び生態系への被害が顕著な場合は、鳥獣保護区を一時的に解除し、「狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）」への移行を必要に応じて実施する。

また、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に移行した区域での捕獲は、他の獣種への影響にも十分考慮するとともに、錯誤捕獲防止への配慮を行う。

*1鳥獣保護管理法第14条の二（指定管理鳥獣捕獲等事業）に基づき立案する計画

*2尾瀬国立公園の貴重な生態系の保護を図るため、令和元年度の「尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会」において策定したもの

(イ) 狩猟期間について

狩猟による捕獲を強化するため、狩猟期間の終期を2月末日まで延長する。
狩猟期間は11月15日から2月末日までとする。

ウ 捕獲推進に向けての環境整備

(ア) 捕獲の担い手確保・育成

狩猟免許試験の地域開催等の弾力的運用、免許取得予備講習会の無料化、わな猟捕獲技術講習会の開催を継続して実施する。

(イ) 捕獲技術の開発・普及

狩猟人口の減少や狩猟者の高齢化が進行していることから、安全で効率的な捕獲方法の開発・普及を図ることが必要である。このため、ICT等を活用した捕獲機材等の新たな技術の活用・促進を図り、省力的・効率的な捕獲技術の普及を進める。

(ウ) 関係者間の連携推進

県は市町村・森林管理署・関係団体と協働し鳥獣被害対策を推進する。一部地域においては関係者の合意に基づき捕獲推進の取組^{*1}が行われており、今後も連携して対策に取り組むこととする。

(エ) 捕獲個体の適正処理

捕獲頭数の増加に伴い、捕獲個体の処理労力の負担が大きくなっている。このため、捕獲個体の適切、効率的な処理方法などを検討し、処理労力の軽減と適正な処理を推進する。

*1関東森林管理局利根沼田森林管理署・群馬県猟友会・利根沼田地域鳥獣被害対策推進会議（平成26年度~）
及び関東森林管理局吾妻森林管理署・群馬県猟友会・吾妻地域鳥獣被害対策推進会議（平成27年度~）

「国有林野内におけるニホンジカ等による被害に対する捕獲協力に関する協定」の締結

概要：シカ等の増加に伴い、植林木の食害や皮剥などの被害対策の一環として、狩猟期間中に国有林野内への狩猟者の車両乗り入れについてルール化し、効率的なシカ捕獲を進めるとともに、国有林野内での狩猟時の安全確保に資する取組。

(2) 被害防除管理

防護柵の設置等の各種防除対策を進めるとともに、既存設置施設については効果を持続させ、被害金額及び被害面積を減少させるよう取り組む。

ア 「鳥獣害に強い集落づくり」の実施

(ア) 地域住民主体の被害対策と支援

被害発生地域では、県や市町村、関係団体の支援により地域住民の主体的な被害対策への取組を進める。

(イ) シカを出没させない集落づくりの普及

シカを始めとした大型獣を集落へ出没させないよう、集落環境調査で現状を把握するとともに、防護柵とそれを利用した捕獲などを組み合わせ、地域に応じて効果的な対策を普及する。

(ウ) 被害地域ぐるみでの捕獲推進

被害農家（わな猟免許取得者）と、市町村が編成する捕獲隊（実施隊）との連携を進め、農地周辺の加害個体をわなで集中的に捕獲する体制整備を推進する。^{*1}

イ 防護柵の設置・点検・改善

各種補助事業を有効に活用し、効率的に農地を防護できる防護柵の設置を推進する。

特に、シカは広域的に移動するため、市町村域を越えた計画的な防護柵の設置が必要であることから、近隣市町村等と連携を進める。

希少な植生を保護すべき特定地域においては、関係機関・団体と連携して、優先防護エリアを検討して防護柵を設置する。

また防護柵の防除効果を高めるため、定期的な点検を実施する。

ウ 林業被害対策の推進

今後、皆伐再造林施業を推進する中で、防除対策が必要不可欠となるため、新植地での防護柵の設置や忌避剤散布等を徹底するよう支援を強化する。

*1市町村または関係団体が、わな免許のみを持つ被害農家と第1種銃猟免許を持つ猟友会員で、従事者を編成して有害鳥獣捕獲を実施する。

(3) 生息環境管理

農地・森林・河川の整備を多面的な視点から実施し、集落・市街地への出没と生息域拡大の抑制に取り組む。

ア 個体数増加の抑制

森林伐採や牧草地の造成、放棄され草原化した耕作地、法面等の緑化によって作り出された草地の増加は、餌量の多い環境を作り出し、繁殖率向上による個体数の急激な増加につながる。このため、餌場とならないよう、適切な管理に努め、個体数の増加を抑制する。

イ 農地での対策の推進

耕作放棄地は刈払いなどの管理を適切に行うとともに、農地に放置された収穫残さや放棄果樹などは、シカを呼び寄せる誘引物となるため適切に処分し、シカが定着しにくい環境づくりを進める。

ウ 緩衝帯整備の推進（森林及び河川）

集落への出没抑制を目的として、農地と森林の境を中心に緩衝帯整備を推進する。また、シカが市街地等に河川を通過して出没するため、河川敷等においても鳥獣の出没抑制対策を進める。

エ 草地での対策の推進

新規造林地や牧草地、緑化した法面などは、シカの餌場とならないよう、防護柵の設置等の対策を推進するとともに、併せて捕獲等により適正な生息密度による管理を実施する。

9 評価のための効果検証

次のとおり調査等を実施し、管理区域ごとに評価を行う。

(1) 許可捕獲調査

ア 捕獲状況

市町村ごとに、わな設置台数・日数（捕獲努力量）、捕獲月日、捕獲場所及び捕獲個体の雌雄・成幼別を把握する。

イ 検体調査

食性、繁殖状況、年齢構成及び栄養状態等を把握する。

ウ 放射性物質検査

捕獲個体の放射性物質検査を実施し、有効活用における安全性を検証する。
また、検査結果は、随時、県民へ情報提供を行う。

(2) 狩猟捕獲調査

ア 狩猟報告

ハンターメッシュごとの目撃効率（SPUE）及び捕獲効率（CPUE）を把握し、推定生息頭数の動向把握に資する。

イ 狩猟実態調査

狩猟者を対象とした隔年のアンケート調査により、狩猟目的や意識、捕獲個体の利用方法等について把握し、狩猟の実態を検証する。

(3) 農林業被害調査

市町村ごとの被害品目、被害金額、被害面積及び被害量等を把握し、管理の目標達成の評価に資する。

(4) 集落アンケート

集落単位を対象とした地域住民へのアンケート調査により、他獣種を含めた野生動物による農林業及び生活環境被害の実態と変化を把握し、地域における各対策の実施状況や成果を検証する。

(5) 推定生息数及び生息数の将来予測

適宜、生息数の推定と将来予測を実施し、シカの生息数の動向の把握と必要となる捕獲圧の検証に資する。

(6) 生息環境管理

生息環境管理に係る施策結果をとりまとめ、効果を検証する。

(7) 開発・実証

ア 被害対策技術の開発と普及

大学や試験研究機関と連携し、各調査結果や対策の分析により、効果的な捕獲技術や被害防止技術を開発し普及する。

特に林業試験場で開発された技術や研究成果を検証し、普及を推進する。

イ 被害対策技術の実証

新たな捕獲技術や被害対策資材等の効果を実証する。

(8) 総合的な効果検証

各データの総合的な検証により、管理を評価する。

特に、個体群管理（捕獲）は、捕獲内容の他、農林業及び生活環境被害の状況との関係に留意し、総合的に評価する。

10 その他管理のために必要な事項

ア 人材育成

鳥獣に関する法令、対策の知識及び技術に関する研修会を積極的に開催する。
特に行政機関における、専門的な知識、技術及び経験を有する人材の確保と適切な配置に努める。

また、農業高校及び農林大学校等の学生とした講義等により、野生動物の理解、新規就農者の被害防除管理の技能向上及び地域のリーダーとなる人材育成に取り組む。

イ 捕獲個体の適正処理

捕獲した個体は、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り、止め刺しに利用した鉛弾による鉛中毒、及び捕食等、他の野生動物を含めた生態系にかく乱が生じないよう適切な処理方法で埋設する。

焼却処理する場合は、各市町村の関係部署との協力・連携により適切に処理する。

なお、捕獲個体処理の際は、家畜伝染病や人獣共通感染症のリスクを減らすため、服装等の装備への留意を必須とする。

ウ 捕獲個体の有効活用

現在、県内で捕獲されたシカについては基準値を超える放射性物質が検出されているため、食肉として流通が制限されている^{*1}。食肉利用の制限は、狩猟意欲減退の一因にもなるため、放射性物質検査を継続して実施し、出荷制限解除に向けたデータの蓄積を図る。また、皮革等の利用が県内でも一部行われているが、食肉を含めた捕獲個体の利活用が図れるよう施策の検討を進める。

エ 広域的な連携

個体群の移出入があると考えられる栃木県、埼玉県、長野県及び国立公園の管理者である環境省並びに国有林野の管理者である森林管理署については、捕獲や地域防除対策などの情報を共有し、効果的な被害対策の実施に努める。

また、福島県、茨城県、新潟県等の近隣県とも適宜、情報共有を図る。

オ 情報公開及び普及啓発

農林業被害や捕獲等に関するは、逐次ホームページ等で公開する。試験研究機関の開催する成果発表会等においても、各種調査結果等を積極的に公開する。

また、地域住民に対し、シカの生態及び防除に関する知識と理解を深め、適切な対策が図られるよう、出前講座や地域の勉強会等に協力する。

*1平成24年10月10日付、原子力災害対策本部長指示。

カ 疾病対策

(ア) 家畜伝染病

家畜伝染病について、情報の把握と関係機関の協力・連携により、状況に応じた適切な対策を迅速に講じる。

(イ) 人獣共通感染症

野生動物由来の S F T S (severe fever with thrombocytopenia syndrome : 重症熱性血小板減少症候群) 等の人獣共通感染症について、正しい知識の普及啓発等により、感染防止を図る。

キ 錯誤捕獲

捕獲に使用するわなの構造は、鳥獣保護管理事業計画の捕獲許可基準を厳守する。

なお、錯誤捕獲が発生した場合は、適切に対応するとともに、発生状況の把握と関係機関での情報共有により、再発防止を図る。

11 計画の実施体制

効果的な被害対策及び管理を実施するにあたっては、県、市町村、地域住民、農林業団体、猟友会、NPO法人や民間事業者、連携している大学等の幅広い関係者が相互に連携・協力し、学識経験者等の支援を得ながら、連携して取り組む。

特に被害防除管理は、地域住民の積極的な参画による管理体制の構築を図る。

(1) 農林業者を含む地域住民

耕作地や所有林の対策と併せて、地域ぐるみの取組に積極的に参画する。

(2) 市町村

被害被害に係る防除対策の主体であり、各種補助事業を活用しながら、地域の実情に応じた対策を推進する。防護柵等の設置は、集落ごとの合意形成を図り推進する。また、捕獲については集落ぐるみで実施できる体制への移行を検討・推進する。

(3) 猟友会

市町村を中心とした有害鳥獣捕獲の実施に協力するとともに、野生鳥獣に関する知識や捕獲技術等、各対策に関する情報を関係機関に対して助言する。

(4) 県

ア 鳥獣被害対策支援センター

被害や対策に係る情報を集約した上で関係機関での情報共有を図り、検討・評価機関からの助言や提言を受け、順応的管理による本計画の進捗管理を行う。

また、各対策の分析結果の施策への反映と防除対策の効果検証・普及を行う。

イ 自然環境課

鳥獣保護管理法の所管課として、許可による捕獲や狩猟が適切に実施されるよう、鳥獣保護管理事業計画による捕獲許可基準及び鳥獣保護区等を設定する。

また、希少植生を守るべき地域等での個体数調整事業などを実施し、自然環境の保全に努める。

ウ 技術支援課

鳥獣被害防止特措法の所管課として、農業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。

また、農業被害対策の各種補助事業により、地域が主体となった取組を支援する。

エ 林政課

林業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。

また、林業被害対策の各種補助事業等により、市町村や林業者による対策を支援する。

オ 河川課

シカを始めとする野生鳥獣の移動経路や生息地となっている河川内の樹木等の刈り払いによる緩衝帯の整備を推進する。

カ 自然史博物館

捕獲個体の検体分析により、シカの生物学的情報を把握するとともに、管理に必要な研究を行う。

キ 林業試験場

野生鳥獣の林業及び生態系被害に対する研究として、野生鳥獣の行動把握から捕獲及び防除等に資する技術開発を行う。

(5) 森林管理署

国有林における森林被害の状況把握及び被害対策を関係機関と連携を図り推進する。

(6) JA、森林組合、共済組合等

農地への防除資材や森林施業における獣害対策資材について、適切な情報提供を行う。また、地域の協議会や地域ぐるみでの「鳥獣害に強い集落づくり」等の取組に協力する。

森林組合は、地域の林業被害の実態を把握するとともに、新植地においては獣害対策を徹底する。

(7) 大学・NPO法人等民間事業者

包括連携協定を結んでいる日本獣医生命科学大学をはじめ、大学やNPO法人等民間事業者との連携による研究・開発により被害対策に資する。

(8) 認定鳥獣捕獲等事業者

指定管理鳥獣捕獲等事業等の受託者として鳥獣の捕獲等に携わることに加え、鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等に関与する等、地域の鳥獣管理の担い手となるよう取り組む。

(9) 検討・評価機関

学識経験者、関係団体及び県関係行政機関により構成される「群馬県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会」を設置し、本計画の策定・修正及び進捗管理等について、協議・検討を行う。また、検討委員会の下には「獣種別専門部会」を設置し、実務的業務を行う。

また、野生鳥獣による被害及び対策に関する学識経験者及び有識者で組織する「群馬県野生動物対策科学評価委員会」を設置し、県及び市町村が実施した各施策の実施結果について、科学的・客観的な評価を行う。